

○漁船の操業を制限し、又は禁止する

区域及び期間並びにその条件を定め

る件（防衛省一三八）

○防衛省告示第三百三十八号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十年六月二十日

防衛大臣 石破 茂

区域の名称	制限又は禁止区域	期 間	条 件
六ヶ所対空射場水域 （青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度 二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、 〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から 一三三度までの射界を形成する扇形区域内 の海面	一区域 平成二十年七月一 日から同年八月三十 日までの間、毎日 午前八時から午後七 時まで	すべての漁船 の操業の禁止
二区域	二区域	二区域	二区域

	<p>北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度 二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、 〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から 一三三度までの射界を形成する扇形区域内 の海面</p>	<p>平成二十年九月一 日から同年十一月五 日までの間、毎日午 前八時から午後七時 まで</p>	
<p>静内対空射場水域 (北海道日高郡新ひ だか町静内浦和地 先)</p>	<p>一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度 二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、 〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度か ら二七〇度までの射界を形成する扇形区域 内の海面</p> <p>二区域</p>	<p>一区域 平成二十年七月十 六日から同年八月三 十一日までの間、毎 日午前八時から午後 五時三十分まで</p> <p>二区域</p>	<p>すべての漁船 の操業の禁止</p>

北緯四二度一八分二六秒、東經一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面

平成二十年九月一日から同月二十五日までの間及び平成二十一年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで